

地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター
(役場 健康推進課内) TEL(62)8222

介護用ベッドの安全点検を！

介護保険サービスにおいて利用できる特殊寝台及び特殊寝台付属品（ベッド柵、マットレス等）、通称介護用ベッドは、要介護2以上の要介護認定者が利用できるサービスの一つです。要介護2以上になると、姿勢保持に何らかの支援を要する段階となり、在宅生活を可能にさせるためには、環境を整えることが必要となり、その代表的なものが介護用ベッドとなります。介護用ベッドを利用することにより、要介護者の寝起きや体勢保持に効果があると共に、介護者の身体的負担（寝ている姿勢からの起き上がり、車椅子や歩行器への移乗動作）の軽減に役立つなど、在宅生活の継続につながります。

しかし、その一方で、ベッド柵とベッド柵の間やベッド柵そのもののすき間に首が入り込む事故や、ベッド柵の固定が緩く転倒骨折等を引き起こす例もあります。

再度、利用されているベッドについて、担当のケアマネージャー等とご確認ください。

レンタルのベッド及び部品であれば交換を依頼し、購入されているベッドや部品であれば、クッションや布で覆うなど工夫が必要となります。



南阿蘇村商工会

●賃金は最低賃金以上になっていますか？

～確認しましょう！～最低賃金～

■最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。最低賃金には都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。地域別最低賃金と、特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

■適用される対象者は？

労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、熊本県の最低賃金は時間額677円です（平成26年10月1日から）。

●ご存知ですか？

～事業所を応援する業務改善助成金～

事業場内の最も低い時間給を40円以上引き上げる計画と、就業規則の改正や労働効率の増進に資する設備の導入等業務改善に要する経費が10万円以上の計画を労働者の意見を聞いて策定する中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援します。

就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の2分の1（下限10万円、上限100万円）を助成します。ただし、常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場にあつては4分の3を助成します。

《最低賃金・業務改善助成金に関するお問い合わせ》

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL096(355)3202